

政令第百六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第二号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同項第三号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第四号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十万四千八百円」を「百二十一万八千八百円」に改め、同号ロ中「九十六万四千八百円」を「九十六万九千六百円」に改め、同項第二号イ中「百五十四万九千二百円」を「百五十五万七千六百円」に改め、同号ロ中「百二十三万九千六百円」を「百二十四万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六千六百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十五万四千四百円」を「三百八十七万三千六百円」に改め、同号口中「三百八万四千円」を「三百九万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百三十一万三千六百円」を「二百三十二万五千六百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十五万四千八百円」を「四百九十八万二千二百円」に改め、同号口中「三百九十六万六千円」を「三百九十八万五千二百円」に改め、同号ハ中「二百九十七万四千八百円」を「二百九十八万九千二百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に改め、同号口中「二千五百三十一万六千円」を「二千五百三十二万五千五百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百七十万円」を「三千三百九十万円」に改め、同号口中「二千五百三十万円」を「二千五百四十万円」に改め、同項第二号中「四千三百四十万円」を「四千三百六十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十五万二千八百円」を「二百七十六万七千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十万三千二百円」を「二百二十一万四千円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十万八千四百円」を「二百四十二万四百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百二十二万五千二百円」を「七百二十六万二千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

(予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

3 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千三百四十万円」を「四千三百六十万円」に改める。